

Z E N S H O K Y O

全商協

全国遊技機商業協同組合連合会広報誌

7 JULY
2010
VOL.3



特集■中古遊技機流通制度の新運用
NEWS 第22回通常総会開催

第22回通常総会開催される

全国遊技機商業協同組合連合会(全商協)は6月22日、都内のホテルで第22回通常総会を開催。平成21年度事業報告並びに決算報告、平成22年度事業計画並びに収支予算等が承認された。

総会挨拶で井上会長は健全化への更なる取り組み強化を呼びかけた



全国遊技機商業協同組合連合会(全商協)は6月22日、都内のホテルで第22回通常総会を開催した。平成21年度事業報告並びに決算報告、平成22年度事業計画並びに収支予算等が承認された。井上威夫会長は冒頭の挨拶で「今年、は中古機流通が始まって10年目を迎え、

この6月からは新たな運用がスタートしています。組合員の皆様にはその趣旨を十分に理解して頂き、不正、違反を寄せ付けない安全・安心な中古機流通制度を確実なものにしていかなければなりません」と語り、より健全な中古機流通への対策強化を要請した。「違反ゼロ宣言」を掲げて就任して以来、健全化に向けた指針と行動は常に注目を浴びてきたが、新年度からは具体的な施策として「現状のQRシステムを見直し、新たなIT機器を使った「ICタグ認証」の採用を決め、不正防止とセキュリティの担保」への更なる取り組み強化を呼びかけた。

「平素から警察行政の各般にわたって厚く御礼申し上げます。さて、最近の遊技機の不正改造事例を見ますと、その手口が悪質巧妙化しており、中古機移動や認定申請が行われる遊技機について十分な点検確認を実施し、不正防止の機能を果たすべき貴連合会の役割は、一層重

要度を増しております。こうした中、貴連合会は、取扱主任者に対する研修会の内容を、実機による実技を取り入れ、認定申請機の写真撮影を行うなど、遊技機の不正改造の防止に積極的に尽力され、そして、6月1日からは、これまでより格段にセキュリティが向上した新たな中古機流通制度の運用を開始され、軌道に乗りつつあると承知しております。これら貴連合会の前向きな取り組みに敬意と感謝を表するとともに、この新たな制度に携わる皆様方一人一人が、点検確認はもとより、一つ一つの手続きを厳格に行い、業界の健全化に向けて尽力されることを心から期待申し上げます」(代

読・近藤裕行課長補佐)

最後に、①安全・安心な中古遊技機流通事業の推進 ②セキュリティ対策の一層の強化 ③使用済み遊技機の適正処理及びリサイクルの推進等の趣旨を盛り込んだ総会決議文を採択して閉会した。



保安課・近藤裕行課長補佐

全商協
全国遊技機商業協同組合連合会広報誌

CONTENTS 7 JULY 2010 VOL.3

- 1 NEWS 第22回通常総会開催される
- 2 特集 中古遊技機流通制度の新運用
- 4 健全化要綱等の改正について
- 6 新運用に関するQ & A
- 8 インタビュー＝中古機流通協議会・金本正浩委員長
- 10 各地で研修会を開催
- 12 <特別企画>映画とタイアップして外国人観光客を取り込み!
- 14 パチンコ Happiness 野球人 福本 豊さん
- 15 役員さん登場! 夢科勝利理事
- 18 MLBメール 広岡 勲
- 19 理事会・委員会報告
- 20 業界NEWS・編集後記

中古遊技機流通制度を堅持するため 新運用の適正な実施が強く求められる

6月1日より実施されている中古機遊技機流通制度の新運用は、
「型式の同一性の担保」と「責任の所在の明確化」
この2点の確実な履行を柱に従来とは大きく異なる運用方法となっている。
販売業者主導の中古遊技機流通がスタートして10年が経過したが、
将来に亘り中古遊技機流通を維持していくためには、
今後もルールを遵守した組合員の適正な運用が一層求められていく。
そこで、広報誌第3号では改めて新運用について特集する。

すでに実施されている中古遊技機流通の新運用は、昨年1月に開催された中古機流通協議会にて、オブザーバーとして出席する警察庁の小堀龍一郎課長補佐（当時）から「円滑な流通を優先し安全を疎かにしてはならない」との指摘を受け、中古遊技機流通制度の見直しを図り、今年3月28日開催の協議会で承認された経緯がある。改めて新運用のポイントに触れると、遊技機の移動設置に関して点検確認から移動設置までの「型式の同一性」を担保するための保全措置を施すこと、遊技機取扱責任者と店舗管理者の責任の所在を明確にすること、の2点が柱となっている。

特に型式の同一性の担保に関しては、取扱主任者による事前点検確認は撤去された遊技機について実施する点が従来と大きく異なり、保証書の作成後は中古パチンコ機を指定のビニール素材で包装してからセキュリテイルシールの貼付による保全措置を施すことが義務付けられる。この保全措置のため必然的に点検確認を実施した遊技機は営業に使用できなくなるが、そこで新運用では遊技機が撤去され

たことを疎明するために、遊技機を撤去するホールの店舗管理者に「撤去遊技機明細書」を作成してもらおう。なお、遊技機が撤去された状況とは、ホールの営業面積、いわゆるフロアから外に出された状態のことを指し、島から外しただけでは撤去されたとはみなされないため注意が必要だ。

●撤去遊技機明細書等について

ホール側では撤去した遊技機の移動設置に関わらず、変更承認申請及び変更届けを行う際には必ず「撤去遊技機明細書」を提出する義務があり、撤去遊技機明細書(正)は所轄警察署が保管、撤去遊技機明細書(副)は「受理日」と「受理番号」が記入された上で申請者であるホールに返却される。この撤去遊技機明細書(副)は、ホール側で保管されるが、ホールが遊技機の移動設置に伴う点検確認を取扱主任者に依頼する場合は、その写しを渡すこととなっている。そこで、取扱主任者は撤去遊技機明細書(副)の写しを店舗管理者から受け取る際には必ず「受理日」と「受理番号」が記入されているかの確

認を行う必要がある。さらに、新書式として「中古遊技機確認書」もあるが、これは撤去する遊技機が正常であることを店舗管理者が事前に確認した上で作成される書類で、点検確認の依頼を受ける取扱主任者へ当該遊技機に異常がないこと、さらにゴト対策等に変更がある旨を申告するための書類となる。

以上の「撤去遊技機明細書」と「中古遊技機確認書」は、新運用開始に伴い各店舗管理者が作成し、遊技機の移動設置時に取扱主任者に渡され、取扱主任者は各地区遊商への打刻申請時に提出する申請書類一式に追加される。

続いて、店舗管理者は「撤去遊技機明細書」と「中古遊技機確認書」を作成した上で、取扱主任者に中古遊技機の移動設置を依頼する。これらの書類が揃っているかを確認してから事前点検確認を行うが、先にも触れた通り、遊技機は撤去された状態で点検確認を行わなければならない。

●遊技機の保全措置等について

このセキュリティシールには「店舗名」「封印日」「担当者」を記載するスペースがあり、さらに7桁の固有番号が付与されている。この固有の番号は後述する「保管・納品確認書」のほか、打刻申請書の備考欄に記入する必要がある。

また、保全措置の確認後に開封するが、設置先の店舗管理者は「保管・納品確認書」に記載されている番号とセキュリティシールの番号が正しいかを確認する際に重要であるため、記入ミスがないようにしたい。

●保管・納品確認書について

遊技機が設置先の営業所に納入されるまでの期間は前述の保全措置を施した上で倉庫等に保管される。その後には設置先のホールに納入されるが、その間の流通過程を取扱主任者と店舗管理者は「保管・

別添様式 第1号 変更承認申請書 撤去遊技機明細書(正)

変更承認申請書 変更届出

申請者 株式会社 金田遊楽

代表者名 金田 太郎

営業所名 パーラー全社

所在地 東京都新宿区西新宿

日付 申請日/届出日 平成 22年 6月 1日

受理日 平成 22年 6月 13日

「(副)を法人印で捺印する。は、捺して転写する。」

「持ちこた遊技機」と「旧型式遊技機」は、別で記載する。

遊技機種別	遊技機番号	遊技機種別	遊技機番号	遊技機種別	遊技機番号	設置年月日	数量
株式会社 パチロー	AA-L-F 00001	AA-L-F 00001	AA-L-F 00001	AA-L 00001	AA-L 00001	022年4月	1
CRパチロー SAF	AA-L-F 00001	AA-L-F 00001	AA-L-F 00001	AA-L 00001	AA-L 00001	022年4月	1
株式会社 パチロー	AA-L-F 00001	AA-L-F 00001	AA-L-F 00001	AA-L 00001	AA-L 00001	022年4月	1
CRパチロー キングダム RTB	AA-L-F 00001	AA-L-F 00001	AA-L-F 00001	AA-L 00001	AA-L 00001	022年4月	1
以下空白							

「(副)を法人印で捺印する。は、捺して転写する。」

「持ちこた遊技機」と「旧型式遊技機」は、別で記載する。

「(副)を法人印で捺印する。は、捺して転写する。」

「持ちこた遊技機」と「旧型式遊技機」は、別で記載する。

「(副)を法人印で捺印する。は、捺して転写する。」

「持ちこた遊技機」と「旧型式遊技機」は、別で記載する。

別添様式 第1号 変更承認申請書 撤去遊技機明細書(副)

変更承認申請書 変更届出

申請者 株式会社 金田遊楽

代表者名 金田 太郎

営業所名 パーラー全社

所在地 東京都新宿区西新宿

日付 申請日/届出日 平成 22年 6月 1日

受理日 平成 22年 6月 13日

「(副)を法人印で捺印する。は、捺して転写する。」

「持ちこた遊技機」と「旧型式遊技機」は、別で記載する。

遊技機種別	遊技機番号	遊技機種別	遊技機番号	遊技機種別	遊技機番号	設置年月日	数量
株式会社 パチロー	AA-L-F 00001	AA-L-F 00001	AA-L-F 00001	AA-L 00001	AA-L 00001	022年4月	1
CRパチロー SAF	AA-L-F 00001	AA-L-F 00001	AA-L-F 00001	AA-L 00001	AA-L 00001	022年4月	1
株式会社 パチロー	AA-L-F 00001	AA-L-F 00001	AA-L-F 00001	AA-L 00001	AA-L 00001	022年4月	1
CRパチロー キングダム RTB	AA-L-F 00001	AA-L-F 00001	AA-L-F 00001	AA-L 00001	AA-L 00001	022年4月	1
以下空白							

「(副)を法人印で捺印する。は、捺して転写する。」

「持ちこた遊技機」と「旧型式遊技機」は、別で記載する。

「(副)を法人印で捺印する。は、捺して転写する。」

「持ちこた遊技機」と「旧型式遊技機」は、別で記載する。

「(副)を法人印で捺印する。は、捺して転写する。」

「持ちこた遊技機」と「旧型式遊技機」は、別で記載する。

健全化要綱等の改正について

新運用の開始に伴い「中古遊技機流通健全化要綱」と「中古遊技機取扱業務実施要領」、「遊技機の認定申請に関わる業務の実施要領」が改正されている。

「中古遊技機流通健全化要綱」では第11条第3項「第1項の規定による点検確認は、中古遊技機が、その設置されていた営業所の客室から撤去された後に行うものとする」が追加されており、この項では遊技機の撤去について定義されている。規定内に「客室から撤去された後」とあり、これによりホールのフロア内から運び出されて初めて撤去されたとみなされる。

また、第12条第5項には「第1項及び第3項に規定する保証書は、作成した日から50日以内に都道府県公安委員会（以下、「公安委員会」という。）に提出しなければならない」と規定され、従来は取扱主任者が作成した保証書は「有効期限30日」であったものが、新運用からは「提出期限50日」と日数の延長に加えて「有効期限」が「提出期限」に改められている。これは新

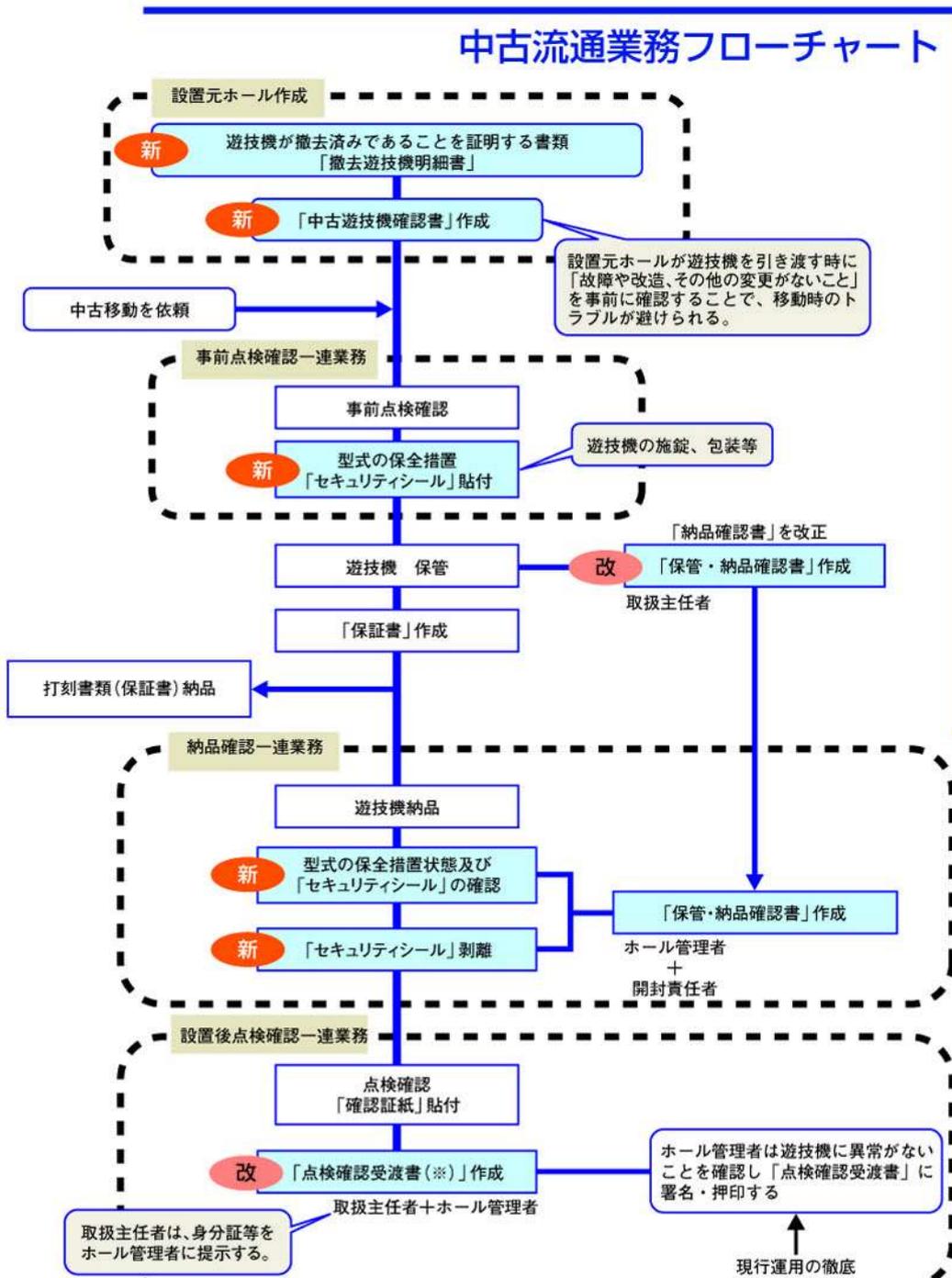
運用の開始によって作業期間の延長が予想されることから日数の延長が行政当局の理解を得られたため30日から50日へと変更された。ただし、認定申請に係る作業で

作成した保証書は、従来と同じ日数の「提出期限30日」であるため誤解のないようにしたい。

また、「中古遊技機取扱業務実施要領」は第3条及び第4条、第

6条、第7条、第8条が追加規定され、大幅に改正されている。これらは、新運用に伴う「撤去遊技機明細書」や「保管・納品確認書」など新書式や中古遊技機の保全等の規定が盛り込まれたため、今後は十分に理解した上での運用が求められる。

中古流通業務フローチャート



※点検確認受渡書とは、現行の「遊技機受渡書」に「ばちんこ等中古遊技機点検確認リスト」及び「回胴式中古遊技機点検確認リスト」をそれぞれ統合して、新様式としたもの。

新中古機流通制度の運用の流れ

○新制度の流れ

1) 遊技機の入替・減台に伴う変更承認申請又は変更届出を所轄警察署に行う際に、撤去する遊技機を「撤去遊技機明細書(正)(副)」に記入の上、封印し、変更承認申請書又は変更届出書と併せて所轄警察署に提出。
「撤去遊技機明細書(副)」だけを返却して頂き、受理日と受理番号を記入して保管しておく。

※「撤去遊技機明細書」は、撤去した遊技機を移動・売却・再設置する予定がない場合であっても、遊技機の入替え・減台に伴い変更承認申請書又は変更届出書を提出する際には、必ず所轄警察署に提出することとなります。

※ばちこ遊技機等と回胴式遊技機は分けて作成して頂くこととなります。



2) 中古移動を希望する店舗は、設置元店舗が作成した「中古遊技機確認書」、「撤去遊技機明細書(副)」の写しと併せて取社に渡し、中古移動の依頼を行う。

※「中古遊技機確認書」は、中古機を移動・売却・再設置する際に、当該遊技機が正常であるかどうか等、設置元店舗が認識しておいて頂きたい基本事項を確認して頂く為の書類です。



3) 依頼を受けた取社(取扱主任者)は、保証書作成の為、撤去された当該遊技機を点検確認し、型式の保全措置を行います。

ばちこ遊技機はビニールで包装後にセキュリティシールを貼付し、回胴式遊技機は箱に入れて鍵穴を覆うようにセキュリティシールを貼付し、当該遊技機が設置されるまでの間の型式の保全措置とする。
当該遊技機の保管場所は、「保管・納品確認書」に明記される。



4) 店舗管理者は、当該遊技機が設置先店舗に到着した際、「保管・納品確認書」に記載されているセキュリティシール番号と当該遊技機の包装等に貼付されているセキュリティシール番号とが、正しいかどうかを確認の上、納品業者及び受領日時を記入する。また、包装・セキュリティシールに開封された痕跡がないことを確認し、「保管・納品確認書」に署名する。

※セキュリティシールを店舗管理者が剥離する場合には、必ず取扱主任者の了解を得てから、剥離してください。

剥離後、「保管・納品確認書」の「開封責任者」の欄に署名してください。

※「保管・納品確認書」は打封書類と共に送付されますので、大切に保管して、当該遊技機の納品時に必要事項を記入の上、取扱主任者に渡してください。



5) 店舗管理者は、店舗に設置された中古機について、取社(取扱主任者)による点検確認に立ち会い確認し、問題が無ければ「点検確認受渡書」に署名・押印し、「点検確認受渡書」(副)を受領する。

※設置後点検確認の一連業務の中で、取社(取扱主任者)は身分証等を提示することとなっておりますので、店舗管理者は、「点検確認受渡書」に記載された人物と同一人物であることを確認してください。



この一連業務終了後、当該遊技機の責任の所在は、取社側から店舗側となります。

取扱主任者が点検確認を行う遊技機は、撤去されていることが前提となります。

○新たな様式

(1)「撤去遊技機明細書」

店舗が作成。
遊技機が撤去済みであることを証明する書類。

(2)「中古遊技機確認書」

店舗が作成。
中古機を移動・売却・再設置する際に作成する書類。

(3)「保管・納品確認書」

取社が作成。
遊技機がどこに保管され、誰が納品したのかを明確にする為の書類。
遊技機納品時に貼付されたセキュリティシール等に問題がないかを確認した後、店舗管理者が署名する。

(4)「中古ばちこ遊技機等点検確認受渡書」・「中古回胴式遊技機点検確認受渡書」

取社が作成。
取社と店舗管理者が点検項目に沿って最終点検を行い、問題が無ければ店舗管理者が署名。

保全措置方法

遊技機の保全処置に使用するビニール袋とセキュリティシール



遊技機の上部が閉じ口になるよう本体(盤面)をビニール袋に入れる

遊技機をビニール袋に入れた後は閉じ口の両面テープでしっかりと閉じる



最後にセキュリティシールを貼付して封印作業が完了する

新運用に関するQ&A

申請に関するQ&A

打刻申請時の書類について

①「撤去遊技機明細書(正)(副)」

Q1 組合にも加盟していないホールは「撤去遊技機明細書(正)

(副)を作成しないのでしょうか？また、撤去する遊技機を廃棄する場合は、提出しなくてもいいのでしょうか？

A 「撤去遊技機明細書(正)(副)」は、組合に加盟・非加盟に関わらず全てのホールが、6月1日から遊技機の入替え・減台に伴う変更承認申請又は変更届出のときに変更承認申請書又は変更届出書と共に必ず提出しなければなりません。また、撤去する遊技機を中古機として再使用しない場合でも提出しなければなりません。

Q2 6月1日以降に点検確認して打刻申請する場合、5月31日以前の(入替え又は減台の)申請又は届出により撤去された遊技機については「撤去遊技機明細書(副)」のコピーがありません。どのように打刻申請すればいいですか？

A 「打刻申請書」の備考欄に提出できない理由を記入して打刻申請して下さい。なお、備考欄に記入ができない単組は、理由書を使用して下さい。

(記入例) 変更承認申請日が5月20日のため「撤去遊技機明細書」なし。

Q3 「撤去遊技機明細書(正)(副)」の営業者欄の印鑑は？

A 原則として営業者が法人にあつては法人印、個人にあつては個人印です。ただし、所轄署に受理されている印鑑であればいずれも可とします。

Q4 「撤去遊技機明細書(副)」に、受理日・受理番号が記載されていない場合は？

A 受理日・受理番号のないものは受け付けられません。ホールより所轄署に問い合わせてもらって下さい。受理日・受理番号を所轄署が記入しない場合、ホールに記入してもらって下さい。

Q5 「撤去遊技機明細書(副)」の内容が間違っていた場合はどう

しますか？

A 撤去遊技機について誤りがある場合は、その旨をホールに伝え、正しい撤去遊技機が記載された「撤去遊技機明細書(副)」のコピーをもらって下さい。

Q6 「撤去遊技機明細書(副)」のコピーで、不要な項目が線で消されていない場合、取扱主任者が線を引いてもいいですか？

A 取扱主任者が加筆や修正をしてはいけません。撤去遊技機に間違いがあれば、そのまま組合に提出し、ホールには今後の作成にあたって注意を払うようお願いして下さい。

②「中古遊技機確認書」

Q1 「中古遊技機確認書」は、どのようなときに誰が書くのですか？

A 6月1日以降に撤去された遊技機について点検確認し打刻申請する場合、設置元ホール(設置元ホールが買収されたときは、買収したホール。以下同じ。)の管理者の責任において作成してもらい、打刻申請時に組合に提出します。

5月31日以前に撤去された遊技機については、6月1日時点で設

置元ホールが当該遊技機の所有者であった場合のみ作成してもらい打刻申請時に組合に提出します。

Q2 5月31日以前にホールから購入していた中古機を6月1日以降に点検確認し打刻申請することになりました。このとき「中古遊技機確認書」は必要ですか？

A 撤去日が6月1日以降であれば必要です。設置元ホールが遊技機の所有者でなくても作成してもらって下さい。

撤去日が5月31日以前であれば不要です。このとき「打刻申請書」の備考欄に、提出できない理由を記入して下さい。なお、備考欄に記入ができない単組は、理由書を使用して下さい。

(記入例) 撤去日5月30日、売買契約日5月20日のため「中古遊技機確認書」なし。

Q3 撤去日及び移動同意書の日付が5月31日以前、点検確認日が6月1日以降の場合「中古遊技機確認書」は必要ですか？

A 移動同意書の日付が5月31日以前の場合は必要ありません。但し、チェーン店移動については、異なる法人であっても同一代表者であることから必要とします。

Q4 「中古遊技機確認書」は、ホールからFAXで受け取ってもいいですか？

A 打刻申請時には、原則として原本を提出していただきます。

Q5 「中古遊技機確認書」は書きのものでもいいですか？

A はい。

Q6 「中古遊技機確認書」に記入ミスがあった場合はどうしたらいいですか？

A 修正又は新たに作成してもらって下さい。

Q7 「中古遊技機確認書」の管理者名はパソコン入力でもいいですか？

A 管理者名は本人の署名となります。

Q8 「中古遊技機確認書」の印鑑は会社印ですか？代表者印ですか？

A 原則として営業者が法人にあつては法人印、個人にあつては個人印となります。なお、「撤去遊技機明細書(副)」と異なる印でも可とします。

Q9 遊技盤だけ、枠だけの売却の際は「中古遊技機確認書」にはどのように記入したらいいですか？

A 該当する製造番号の記入だけでよい。ただし、枠だけの場合においても型式名は記入してもらって下さい。

Q10 「中古遊技機確認書」の確認項目のaは「上記の遊技機はすべて正常であることを認める」となっていますが、点検確認時に故障が判明した場合、部品の交換等どのように行えばいいですか？

A 原則として、不良品は流通できません。設置先ホールの管理者へ移動設置できない旨を伝えて下さい。

点検確認から
型式の保全措置
についての
Q&A

点検確認について

① 「遊技盤と枠」について

Q1 移動しようとする遊技機の遊技盤と枠が別々に保管されている場合、保全措置も別々に行うのですか？

A 遊技盤と枠を組み合わせて点

検確認し保全措置を行って下さい。
Q2 枠だけの保全措置はどのように行うのですか？

A 枠だけの保全措置はできません。

Q3 設置中の遊技機の枠だけを交換することはできますか？

A 交換する枠を遊技機本体ごと撤去し、新たな枠と入れ替えて点検確認し、保全措置を行なって打刻申請して下さい。

Q4 ホール独自の不正対策部品を取り付けてある場合、どうしたらいいですか？

A 不正対策部品は、製造業者作成のものに限って取り付けたままでの保証書作成が許可されています。ホール独自のものは、取り外さないと保証書の作成ができない旨を伝えて下さい。

保全措置について

① 型式の保全措置

Q1 保全措置は指定の袋で行わなければならないのでしょうか？

A 指定のポリ袋とセキュリティシールで保全措置を行って下さい。

Q2 セキュリティーシールの担当者名記入欄は苗字だけでいいですか？カタカナでもいいですか？

A 苗字だけでも可。ただし、原則として漢字で記入してください。また、油性で消えないものであれば印鑑でも可とします。

② 保全措置の解除

Q1 セキュリティーシールの剥離はいつ行えるのですか？

A 保全措置の解除は、中古機が営業所の客室へ納品され設置先ホールの管理者が保全状態を確認した後、取扱主任者又は取扱主任者の許可を得たホール管理者が行います。

Q2 予定日より早く納品した場合、セキュリティシールを剥離してもいいですか？

A シールの剥離は、中古機を営業所の客室へ納品したときに、管理者が保全措置について確認した後で行います。

Q3 保全措置後の減台やキャンセルの場合のセキュリティシールの処理は？

A セキュリティーシールを剥離し、返却書類及び確認証紙と共に組合へ返却して下さい。

——早速ですが、なぜ中古遊技機流通制度を見直す必要があったのか、その経緯からお話してください。
金本委員長 平成21年1月の中古機流通協議会にて、当時の小堀龍一郎課長補佐から中古遊技機流通について「円滑な流通を優先し安全を疎かにしてはならない」とのご指摘を受けました。その中で、小堀課長補佐は中古遊技機流通の趣旨と実際の運用状況に乖離がないか、またホールと販売業者の責任の明確化として、どのような対策が取り得るのか、今の制度をもう一度見詰め直して欲しいとお話されています。

中古遊技機流通制度がスタートして今年で10年が経過しますが、業界にとって重要な制度であることは周知の事実です。この10年でも中古遊技機市場は右肩上がりに拡大していますが、その背景には取扱主任者の保証書によるスピーディな流通、メーカーの大量優先販売、ホールが新台を旬のうちの中古遊技機流通に乗せるという要素が後押しをしました。その結果として、型式の同一性の担保、ホールと販売業者の責任の所在が曖昧になるなどの問題が顕在化し、そ

中古遊技機流通の新運用実施に伴い 業界が正しい方向に進むと確信する

中古遊技機流通の新運用が6月1日から実施されている。この新運用では型式の同一性の保全、販売業者とホールの責任の明確化が柱とされ、今後は新運用の趣旨を理解した運用が強く求められている。そこで、広報誌第3号では新運用の開始に伴い、中古機流通協議会の金本正浩委員長（全日遊連副理事長）に制度見直しへの経緯や販売業者に対する要望等を伺った。 5月20日/遊技会館

中古機流通協議会 金本正浩 委員長

こを行政当局からご指摘を受けたわけです。

——そうしますと、中古遊技機流通に対する行政当局からのご指摘が第一にあったのですね。

金本委員長 そうです。そこで中古機流通協議会としては行政当局の指摘を重く受け止め、改めて諸問題の解決に向けて中古機流通制度の見直しを図ることとし、ジャグラーシリーズの認定作業における写真撮影の導入など、新運用に向けた具体的な議論に着手しました。
——その新運用ですが、当初は実施時期を4月1日としていました。
金本委員長 中古機流通協議会としては、今年1月または4月からの実施を目指していましたが、型式の同一性の担保だけを考えても



セキュリティの在り方、例えばパチンコ機をビニール袋で包装しますが、そのビニールの形状など議論を多く重ねる必要がありました。さらに「中古遊技機流通健全化要綱」や「中古遊技機取扱業務実施

要領」等の改正もありました。新運用では従来のスキームから運用方法や書式が大きく変更されるため、実際の運用開始には2か月程

度の周知期間も必要でした。そこで、4月からの実施では新運用の決定から周知期間が充分に取れないと判断し、行政当局のご理解のもと実施時期を6月1日に延期しました。

——なるほど万全を期するために実施時期を変更したわけですね。では、今後の中古遊技機流通には何が求められるでしょうか。

金本委員長 基本的に中古遊技機流通はメーカーのご理解のもと、販売業者とホールの実務で運用されています。そのため、中古機流通の在り方については販売業者とホールの意識に相違がないことが大前提となります。その意識とは健全で、安心で、そして公平をもつて中古機流通に寄与するというこ

とです。この3点のうち、ひとつでも欠落するようなことがあれば中古遊技機流通を危うくすることになります。そこで、全商協、回胴遊商、全日遊連の3団体でもこの意識を共有し、業界の財産と呼ぶべき中古遊技機流通を守るためにも健全、安心、公平という必要要素を堅持した運用が求められます。

——業界全体で意識の共有が不可欠とのことですが、新運用の開始にあたり中古機流通協議会の代表として販売業者に対する要望はありますか。

金本委員長 新運用が市場で検証されていない状況ですが、中古機流通協議会としては、あらゆることを想定して新運用のスキームを議論しました。しかし、実際の運用に際しては販売業者の取扱主任者など実務面を担う方々のマンパワーが重要となります。仮に新運用で問題が発生した場合は、中古遊技機流通自体が大変な危機にさらされる可能性がありますから、新運用開始後に中古機流通に携わる方々の責任は非常に重くなります。この点を充分にご理解いただき、常に制度を遵守する意識を持つてもらいたいと思います。

また、すでに中古遊技機流通において販売業者の立ち位置は明確になっています。私は中古遊技機流通を通じて業界内における販売業者の発言力や地位が顕著に形成されていると思っています。今後は販売業者とホールの中古機流通制度に対する相互理解と、その相互理解に立脚した相互監視も重要だと考えていますので、もし新運用の趣旨にそぐわない行為等があった場合は、それを正す勇気も持ってもらいたい

です。次は全日遊連の副理事長とのお立場からお話していただきたいのですが、ホール関係者への周知徹底の状況はどうでしょうか。

金本委員長 全日遊連では新運用に関するガイドラインやマニュアルを作成し、全国の都道府県方面組合に配付しています。また、全商協と回胴遊商に対して、各地域での研修会に講師を派遣してもらえるよう要請しています。現在は全商協傘下の各地区遊商より講師を招聘した研修会を各ブロックで順次開催しているところです。ホールに対する周知徹底は着々と進んでいますので、運用開始前の5月中にはすべて完了するでしょう。

この点については、講師の派遣に多大なご協力をいただいた全商協と各地区遊商に感謝しています。——最後に新運用の開始に伴い、中古遊技機流通に何か変化はあるのでしょうか。

金本委員長 新運用開始後の中古遊技機流通について多くの方がメリットとデメリットを推察していますが、それに関しては運用開始後に市場で検証されることであり、現段階でお話することではないと思います。ただし、私が信じているのは、この新運用によって業界の在り方が正しい方向に進むということです。中古遊技機流通とはメーカーの新台幣販売やホールの機械運用など、単に遊技機の二次使用というだけでなく様々な要素と見えないところでリンクしています。その中古遊技機流通で今回の新運用が実施されることはホール、メーカー、販売業者の関係を本来あるべき姿である「正三角形」に戻すと期待しています。

——本日はお忙しいところ、本当にありがとうございました。全商協としても新運用の周知徹底に努め、今後も健全な中古遊技機流通の維持のため努力していきます。

9 2010-7 ZENSHOKYO

組合員への周知徹底を目的に 各地で研修会を開催

中古遊技機流通の新運用開始に伴い、各地区遊商では組合員への周知徹底を目的とした研修会を随時開催。新運用への理解を深め、6月1日実施に向けた準備を進めた。また、店舗管理者等を対象とした都道府県遊協の研修会にも講師を派遣し、ホール関係者への周知にも協力した。

全商協傘下の各地区遊商では、中古遊技機流通制度の新運用の開始が目前に迫った5月中旬に、各組合員への周知徹底を目的とした研修会を開催した。ここでは、東遊商と関西遊商の研修会の模様をお伝えする。

まず、東遊商(中村昌勇理事長)は5月14日と18日の2日間、2会場で計8回の研修会が開催され、

合計で約1300名の取扱主任者が受講した。

冒頭の挨拶で中村理事長は、「新運用では店舗管理者へ重い責務が課せられているが、今後は取扱主任者も一緒にになり、間違いがないよう運用しなければならない」と述べ、組合主催の研修会は新運用を理解するための重要な機会となると訴えた。

18日開催の会場では、同組合の杉田浩樹機械対策委員長により、新運用新書式の説明、遊技機の保全措置方法の実演などを包括する研修が実施され、約90分という限られた時間ながら、参加した取扱主任者等は新運用への理解を深めた。一方、関西遊商(井上威夫理事長)では5月21日に開催した「新中古機流通制度研修会」に中古機流通業務に携わる組合員92社、近



東遊商の研修会では杉田浩樹機械対策委員長らが講師を

など約3時間に亘って組合員への研修を実施した。また、質疑応答では出席した組合員から多くの質問があり、講師を担当した堺副理事長より丁寧な回答があった。

また、全商では全日遊連から店舗管理者を対象とした研修会への講師派遣を要請されていたが、各地区遊商はホール関係者への新運用の周知徹底に寄与するため講師を派遣し、都道府県遊協の研修会開催に協力した。

5月19日に開催された東京都遊技業協同組合(原田實理事長)の「新中古機流通制度に関する店舗管理者研修会」では、都内ホールに所属する約900名の店舗管理者が受講。東遊商からは増田裕之専務理事、佐々木勝司常務理事が講師として登壇し、新たな中古遊技機流通制度におけるホールの責務と役割を伝えたほか、店舗管理者が作成する新書式の記入例など詳細を説明した。

特に「撤去遊技機明細書」と「中古遊技機確認書」は、店舗管理者が新運用に伴い作成する重要書類であることから丁寧に説明し、遊技機の受け渡し時のポイントなど重要点も詳細に解説した。



研修会全景

関西遊商の「ガイドブック改訂版」発行

新中古機流通制度の施行（6月1日）を目前に控えた5月21日、関西遊技機商業協同組合（井上威夫理事長）は、施行前に新流通制度の主旨と要点を各担当に徹底熟知してもらうため、中古機を取り扱う組合員の代表者と、取扱主任及び事務担当の代表者を集めた研修会を大阪市中央区の難波御堂筋ホールで開催。「研修とは、いかに主催者側の思いを受講者に伝えるか」を創意工夫し続け、今回は3台のプロジェクターを設置し、梱包・封印作業をビデオで紹介するなど、回を重ねる毎に研修会自体も進歩させている。

同組合が初めて中古機流通ガイドブックを作ったのは平成20年3月。全国に先駆けて「中古遊技機移動申請ガイドブック」を作成し、続いて同年7月には「認定申請・認定遊技機移動ガイドブック」を発刊。組合員はもちろん、ホールや中古機流通に関わる関係者の意思統一に大いに役立った。そして、今回も新流通制度に合わせた『中古遊技機移動設置申請認定申請・認定遊技機移動申請ガイドブック【改訂版】』の制作が行われた。

5月21日の研修会当日。会社単位で決められた指定席、案内するプロジェクト

約300名が出席した関西遊商の研修会



「改訂版ガイドブック」は受講者の到着を待っていた。
 塚担当役員「改訂版ガイドブックは、新制度の施行（平成22年6月1日）前に行う当組合の研修会（5月21日）で使用される、という目標を与えられていました。それに対して、内容が最終決定する中古機流通協議会は4月28日開催です。印刷・製本の期間を考えれば、ゴールデンウィーク前に原稿を完成させなければなりません。そのため、事前に想定して原稿を作り、想定外の変更点だけを最後に差し替える手法を取らざるを得ませんでした」

新流通制度では、ホールの経営者や管理者及び運送事業者の関わりが増えているし、立場も第三者的であったものが、当事者へと変化している。



関西遊商の研修会で講師を担当した塚雄相副理事長

塚担当役員「特に【Q&A】に関しては、日頃疑問に感じる点、わからない点、絶対に守ってもらわないといけない点等を重点的に作り上げたつもりです」

関委員「ガイドブックとして組合員に理解してもらうだけではなく、ホールにも伝える必要がある。両者に伝える方法を考えることに苦勞しました」

関委員「ガイドブックとして組合員に伝えることは自社に伝えることと同じと考えますが、特にホールに伝える必要がある項目は、どのようにすると伝わるのが難しかったです」

というように、伝えなければならぬ内容はもちろん、伝え方・見せ方で配慮された。

例を挙げればきりはないが、例えば「中古遊技機の移動設置に関わる業務の流れ」。「打刻書類の依頼から点検まで」の項目では、最後にビニール袋で梱包しセキュリティシールで封印するという作業が新しく加わっている。最終的に、セキュリティシールはイラストの遊技機裏上に黒く小さく表現されているのだが、大きさや形にまでこだわった結果なのである。

改訂版ガイドブックが無事第一回目の役目を果たした研修会終了後、印刷関係者との窓口にもなった事務局の藤

原氏は、「担当者の皆さまが会社に電話しても不在ばかりで忙しいことがよく分かりました。その忙しい状態でも事前に内容を把握して頂いており、打ち合わせ中も意見をシッカリ言って頂いて熱かった。良い勉強になりました」

また、担当者全員が、「担当を任せられたおかげで、新制度の知識をより深めることができたと思う」と、口をそろえた。

時間を克服し、制作者の思いが込められたこの1冊。
 「このガイドブックがいつまでも皆様役に立つバイブルとして、絶えず身近において置けるようなものにしたかった」という、塚担当役員のコментарが全てを表しているようだ。



関西遊商のガイドブック制作に奮闘した、左から木山、藤原、関、塚、呉の5氏



映画とタイアップして 外国人観光客を パチンコ店に取り込め!

パチンコ業界の未来はどうなるのか。少子高齢化、人口減少による市場の縮小、中流層の減少、下流層の増加、余暇を楽しむだけの可処分所得は削られていくばかりだ。加えて、海外進出もままならないパチンコ業界、取り巻く環境が厳しいとはいえ、やはり将来に希望が持てる明るい話題が欲しいところです。そこで提案するのが外国人観光客をパチンコ客に取り込むプログラムはどうでしょう。

韓国ドラマ「アイリス」のロケ効果で秋田に 韓国人観光客が急増

日本で放映中の韓国ドラマ「アイリス」は、主人公のイ・ビヨンホン、キム・テヒの人気に加え、制作費のスケールも桁違い。海外ロケもふんだんに取り入れ、平均視聴率は30%を越えた韓国でも人気のドラマ（2009年秋、放送された）だ。このドラマの中で、主人公の2人が休日を利用して、向かった先が秋田だった。デート

シーンや逃亡シーン、スキー場や温泉地、町の居酒屋など21か所で撮影された。秋田県が選ばれた理由は、雪のシーンを撮影するためで、これには秋田県も撮影に全面協力した。撮影は2009年3月から3週間行われ、撮影スタッフ80人分の宿泊代と食事代が無償で提供された。

これはドラマとロケ地のタイアップ企画だった。秋田県は放送後の観光客の増加を狙って全面協力したもので、経済効果は2億円以上が見込まれていた。効果は早速現れた。一足先に放送が終わった韓国では、アイリスのロケ地ツアーが人気で、秋田県に韓国人観光客が押し寄せている。特にイ・ビヨンホンが泊まったホテルでは韓国人客が3倍以上に増えた。主人公が訪れた観光地は、今や韓国人観光客の定番スポットになっている。日本でも放送が始まると旅行業者が日本人向けにツアーを企画している。

日本では今から6年ほど前に「冬ソナ」ブームが起こった。放送終了後もヨン様人気は絶大で、日本の奥様が韓国のロケ地ツアーに大挙押し寄せた。その逆バージョン

秋田県の成功に 触発された 鳥取県

ンが秋田で起こっている。

「アイリス」の新シリーズのロケ地に鳥取県が選ばれたことを5月26日、平井伸治知事が発表した。新シリーズは人気俳優のチョン・ウソンが主演で、仮のタイトルは「アテナく戦争の女神」。9月ごろに撮影が始まり、韓国では11月から来年1月にかけて放送する予定だ。

鳥取県は6月上旬にも県内の観光協会や旅館、運輸会社などでロケ支援委員会を発足させ、ロケ地を紹介したり、協力するホテルな



「アイリス」のロケ地になった秋田県横手市のかまくら

どを募集する。渡航費や機材費などのロケ経費の一部も支援委が負担。県は支援委への補助金約3000万円を盛り込んだ補正予算案を6月議会に提出する。秋田同様にロケ地になることで韓国人観光客が増加すると県は目論む。米子くソウル便が大幅に増えるともみ、経済波及効果は秋田よりも大きく12億円、と算盤をはじいている。

ギャンブル好きの 中国人観光客を パチンコファンに

海外映画とタイアップして外国人観光客を集客する方法を、パチンコ店の集客に応用しようというのが、今回の提案だ。

例えば、主人公が日本に来て、パチンコをしているシーンをストーリーの中に組み込む。重要なシーンでパチンコ店を登場させる方が興味をそえられるかも知れない。これを観光地にある大手チェーンがロケに全面協力する。パチンコ客を集客するには、韓国ドラマより、中国映画が最適かも知れない。なにしろ、観光庁は「観光立国」を掲げ、現在日本を訪れている外

国人観光客680万人を最終的には3000万人にする目標を持っている。

その高いハードルを越すためにも鍵を握るのが中国人観光客だ。

これまで中国人観光客は団体客に限られていたが、昨今は富裕層に限り個人ビザの発給を認めている。従来、個人ビザの基準は、年収25万円(約340万円)程度だったが、3000万人の目標を前倒しするために、7月1日から10万円程度まで引き下げることが決定した。これによって間口が大幅に広がった。世帯ベースで従来の10倍に当たる1600万人となる。

今や世界の金持ちの仲間入りをするようになった中国人。これに元来ギャンブル好きという国民性、その証はマカオのカジノの売り上げがラスベガスを抜いた要因からもわかる。なぜなら、マカオの観光客の約8割は中国本土と香港からの観光客といわれ、売り上げの大半が中国人によって支えられているのだ。

日本政府が個人ビザの発給要件を緩和してまで、中国人を集客しようとしているわけだから、パチンコ業界としてもこの波に乗らな

い手はない。まずは、ギャンブル好きの中国人にパチンコに興味をもってもらう取っ掛かりが映画とのタイアップである。

この理由は中国本土ではギャンブルが禁止されているため、直接パチンコを宣伝することは難しいからだ。大ヒット映画の中でパチンコシーン：その方が間接的であり興味をそそるかも知れない。

一度パチンコを体験して、その楽しさが分かるとパチンコ目的に週末ごとに日本を訪れる観光客も増えるかもしれない。これまで中国人観光客をパチンコ店に集客できなかつたのは団体客のため、ツアーの時間的な制約があつて、ほとんど自由行動する時間はなかつた。これが個人となるとそんな問題も解消されそう。日本の人口や中流層がどんどん減少する国内需要に手をこまねいていても、パチンコ業界の未来は拓けない。

パチンコ店が活性化しないことには、メーカーも商社も未来はない。最も難しく、高額といわれた冬ソナの版權をパチンコにした業界である。やっつけてできないことはないはずだと思ふ。

(フリーライター 池本大道)

ぱちんこ Happiness 野球人

福本 豊



僕は基本的にあまり「勝負事」はやらない方だけど、パチンコは結構楽しんでますよ。だって市場規模は娯楽部門のトップで、大衆娯楽の王者」と言われているんですよ。プロ野球選手には大きく分けて2通りあって、とにかく競馬、競艇、競輪、麻雀といった賭け事全般が大好きなタイプと、一切やらないタイプがいる。後者には「勝負の世界で生きていわけだから、小バクチで運を無駄遣いしたくない」なんて大げさなことを言う選手もいたけど、僕の場合は単に堅実な性格だからかな。

「賭け事なんて元々、負けるもの」
と思ってるから絶対に熱くなつてのめり込むことはないね。

パチンコを一番楽しんでたのは社会人時代やろな。毎日の練習を終えると、松下電器のグラウンドがあった寝屋川から京阪電車、JRを乗り継いで帰宅するんやけど、途中の京橋駅で降りてはホームに足を向けたね。まだ1発ずつ自分で弾く手打ちの時代でチューリップが始めたばかりやったかなあ。「フィーバー」なんて言葉がはやるずっと前やったね。たまに勝つと、安い寿司屋でたらふく食べたりするんが嬉しかったわ。時には休日に朝から遊ぶこともあったっけ。

プロ入りしてからは釣りやゴルフが趣味になったせいで、パチンコからは少し遠ざかったな。1年間でハンドルの握るのは2月の1か月間に限られてた。キャンプ中は結構、暇な時間があったからね。高知市内のパチンコ屋では、勝つとタバコやお菓子といった景品に交換してもらった。宿舎だった旅館のおばちゃんたちにプレゼントすると喜んでくれたよ。

パチンコの利点は、基本的に一

人遊びやからいつでも気が向いた時に始められて、好きなきにやめられること。相手がいる麻雀では、そうはいかないからね。引き時はあっさりしてる方。最初に自分で決めた金額を負けてしまったら、スツとやめる。いつまでもしつこく粘ることはない。性分やね。

ユニホームを脱いで評論家になってからは出張先でブラツとパチンコ屋をのぞく機会が増えてるかな。それでも誰か知り合いと一緒に行く方がいいね。顔がさすというか、見知らぬ人に声をかけられるのが照れくさいねん。一人で行くには勇気がいるわ。地元よりも出先で遊ぶ方が多いのも、そうした理由があるからやろうな。

それにしても最近のホールは清潔でおしゃれやねえ。休憩コーナーや軽食コーナーを設けてる店が多いし、へたな喫茶店やレストランよりきれいやもんなあ。サラリーマン時代に通っていた店なんかはかなり汚かったけど、ほんまに様変わりしたよな。

それから、タバコの煙がもうもうとしていないのもええわ。排煙システムがしっかりしてるし、禁煙スペースを確保している店も増

えてるやろ。僕もかなりのヘビースモーカーやったけど、タバコやめてからもう13年。他人が吐いた灰皿に置かれてくすぶっている煙ほど不快なものはないけど、今はそんなのを吸わされる心配もいらんからな。ここ十数年の間くらいに業界全体のイメージが大分変わったよな。

好きな機種は美空ひばりさんや、氷川きよしさんみたいな「歌手もの」。大当たりしながら聞く歌は格別やで。ザ・ピーナッツの台なんか懐かしくていいね。近々、チャレンジしてみたいと思ってるよ。

ふくもと・ゆたか

1947年11月27日、大阪府生まれ、62歳。大鉄高（現阪南大高）から松下電器を経て68年ドラフト7位で阪急（現オリックス）入団。通算1065盗塁の日本記録保持者で、「世界の盗塁王」と呼ばれた。88年に引退するまで2543安打を打ち名球会入り。115三塁打も歴代1位。俊足、好打、好守の名外野手として阪急黄金時代を支えた。オリックス2軍監督、阪神コーチなどを経て02年に野球殿堂入り。現スポーツ報知評論家、ABC解説者として活躍。関西弁のざっくばらんで明快な語り口に人気がある。

役員さん登場!

業界が苦しいときこそ、前向きな取り組みをアピールしたい

蓼科勝利

厄年の時に専務理事の大役を受ける

平成17年、全商協・理事の仲間入りを果たした蓼科氏は、この年、四国遊商の専務理事に就任した。この若さで重責を担うポジションに就いたには理由がある。現在の会社であるターフリンクスの前身となる三和企画を創業したのが昭和61年、22歳の時だった。その後平成3年、四国遊商へ加盟。年齢は若いが経営者としての実績は積んできた。四国遊商の若返りを図るために専務理事の大役が回ってきた。

要請を受けて当初は迷った。

「厄年をどう捉えるか。私は2月の早生まれなので同級生は、一足先に厄年を迎えていました。それで友達の中には、厄年で会社を潰したり、大事故に遭った者がいました。厄というのは、本来は役割の役だった、という話を聞いたことがありました。四国遊商の歴代理事長は利権を持ち込むこともなく、ボランテニアで組合活動に献身していたのを目の当たりにしていました。私もお世話になった組合のために、何かの役に立つことを考えて、専務理事を引き受けることにしました。占いは信じない

全商協理事
全商協事業・広報委員
四国遊商専務理事

今から5年前、41歳で全商協の理事に就任したのが四国遊商の蓼科勝利専務理事だった。当時は最年少理事だったが、今や21名の理事の中では若手の筆頭格。現在は事業・広報委員会に所属し、全商協の事業企画や広報活動を担当している。

ほうなので、厄参りは一切行って
いませんが、お陰さまで前厄、本
厄、後厄の3年間は、業界不況の
中、事業の失敗もなく、大病を患
うこともありませんでした」

ここで気になるのは会社創業が
22歳、という年齢だ。それにはあ
る事情があった。蓼科氏の尊父が
病に冒されていなければ、ホール
経営の道を邁進していたはずだ。

物心ついたときから実家はパチ
ンコ店を経営していた。高校を卒
業した時、徳島、高松で10店舗の
チェーン店を運営していた。大学
進学より迷わずホール経営を選択
した。

パチンコ修行のために約1年間、
平和工業(当時)の大阪支店で設
置メンテナンスや開店釘を学ぶ。

実家に帰ると専務として父親で
ある社長の下で働き始める。先進
的なホール経営を実践する社長か
ら帝王学を叩き込んでもらう予定
だったが、その期間はあまりにも
短かった。1年半後、突然、社長
が病魔に見舞われ、若い後継者は
苦境に立たされてしまった。

家業のP店が廃業、 22歳で販社を立ち上げる

莫大な借金が残った。金融機関
からすれば、21歳の若者には信用
はなかった。店舗は任意売却や競
売にかけられ、すべてを失った。
自分がサインした記憶もなかった
個人名義の多額の借金が残った。
しかし、苦勞を見事乗り越え、25
年かけて昨年完済した。

「学もないし、パチンコ以外世間

を知らなかった。販社をやってい
た先輩から声をかけられて共同で
機械販社を立ち上げました。1年
後『お前は社長になる男だ』と言
われ、独立して今の会社を興しま
した。パチンコは実績がないので
扱うことができず、まずはスロッ
トから始めました。上手く追い風
にも乗って、ホール出身というこ
とで同世代のホールの2代目から
も随分助けられました」

四国では店舗内のパチンコとス
ロットの仕切りが撤廃され、人気
の台導入に拍車がかかり始めた。
併せて関連の設備工事も手がける。
大当たり信号でパトランプや押し
ボタンを点灯させる弱電工事では
多忙を極める。その後も付帯設備
にも力を入れた。

現在は機械販売と設備の販売・

施工の両建てで、ホ
ールの総合プロデュ
ースまで行う。

順調に業績を伸ば
してはいたものの5
号機不況をまともに
受け、1〜2年、減
台に次ぐ減台。機械
がほとんど売れず、
同業者の中には人員

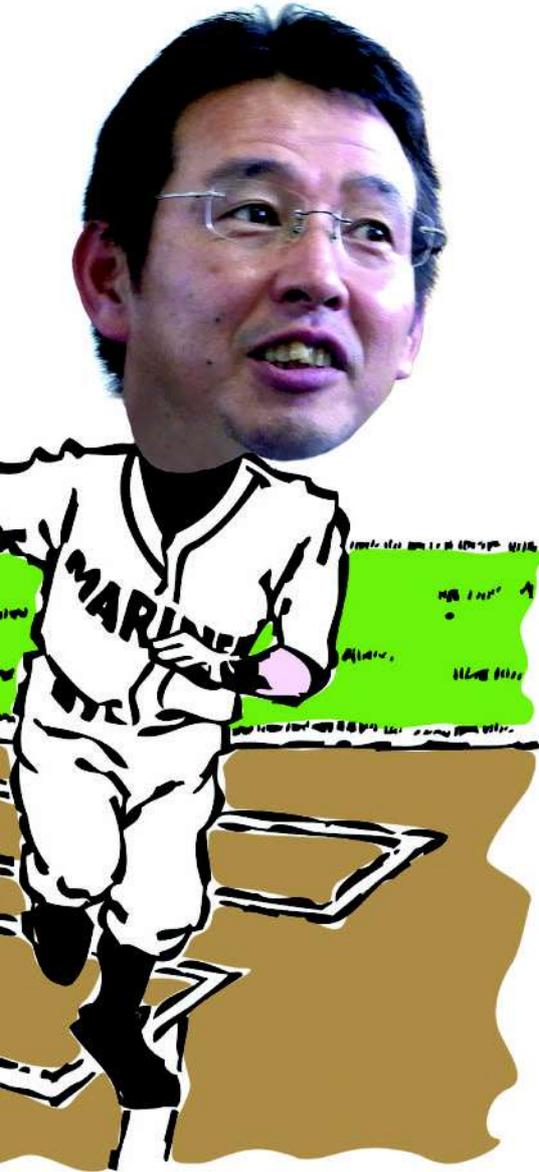
を整理する会社も出てきた。苦し
い状況は同じだったが、それを見
て逆に社員を増やした。

「ほとんどの販社が社員を減らし
ていましたから、そこに隙ができ
ます。それで、4〜5人増員しま
した。新規開拓もできたのですが、
残念ながらホールさんに新台を買
うだけの体力が残っていませんで
した。ただ、ここに来て4号機の
イメージを引きずっていたお客様
やホール、販社もやっと4号機の
呪縛から脱却できた感じです」や
つと不況の長いトンネルに一筋の
光が差し込み始めた。

新システムは 負担がかかっても やり抜くこと

蓼科理事は全商協では事業・広
報委員会に所属している。頭に「事
業」が付いているが、これは全商
協が主催するパチンコ・パチスロ
産業フェアのような大規模なイベ
ントのときに同委員会が中心にな
って活動する場だったが、諸般の
事情から2002年を最後に開催
されていない。

井上威夫会長体制になって懸案
だった広報誌の発行が始まった。



四国遊商
蓼科勝利理事トリビア

血液型	A型
座右の銘	大切なものは目に見えない
好きな本	それでもなお人を愛しなさい
好きな色	グリーン
好きな音楽	R & B
好きなスポーツ選手	イチロー
好きなタレント	北野たけし
好きな歴史上の人物	田中角栄
カラオケ十八番	特になし
趣味	ゴルフ
今年のモットー	ゆとり心



全商協と傘下の8単組の活動を行
 政当局や関連団体に広報すること
 と、組合員に情報を共有してもら
 う狙いがある。

6月1日から運用がスタートし
 た「中古遊技機流通の新たな運用
 方法」については、広報誌の第2
 号で点検確認の重要性を再確認す
 る特集が組まれた。併せて、ホー
 ムページも刷新され、広報誌をダ
 ウンロードして誰もが読めるよう
 になった。

新たな事業活動として全商協会
 長杯チャリティーゴルフコンペ大
 会が加わった。第1回大会は、3
 月に岡山で開催され、全国から64
 人が参加して親睦と相互理解を深



若手理事の筆頭格であることは、誰もが認めると
 ころ。少年から青年期にかけて苦労を重ねた人生
 を送ってきたようには微塵も感じさせない。明る
 さと賢さを持ち合わせ、しかもクリーンな感じの
 立ち居振る舞いは、誰からも慕われ頼りにされて
 いる。他人の話を良く聞いてくれて、面倒見もい
 いとなれば、年下の連中からも尊敬され、空気も
 きちんと読めるタイプだ。スタッフの信頼も厚く、
 気配りも忘れない苦勞人でもある。

KATSUTOSHI TATESHINA

めた。

「業界が苦しいときこそ、全商協
 の前向きな取り組みを業界にアピ
 ールしていきたい。そのためのツ
 ールが広報誌であり、ホームペー
 ジです。」

全商協から中古機流通が奪われ
 たら、全商協の役割そのものがな
 くなってしまいます。新システム
 は多少の負担がかかろうと、やり
 切るしかありません。手を抜くの

は簡単なことです。
 それで不正が起これ
 ばホールさんに迷惑
 がかかる。それは個々
 の会社の問題ではなく、
 組合に自助能力がな
 いと看做されてしま
 います。これ以上自らの首を絞め
 るようなことは断ち切らなければ
 なりません」

四国遊商も 社会貢献活動に着手

取材当日も四国遊商では新シス
 テムの講習会が開かれていた。

四国遊商の専務理事職は理事長
 を補佐しながら実務を担当する。
 これまで具体的な社会貢献活動は
 行われていなかったが、「体を使
 って長く続けられる活動」として
 年2回、献血活動を始めることにな
 った。その1回目7月に行わ
 れる。

「献血は人任せにはできません。
 自分が貢献した、という実感も生
 まれるものです。お金を寄付する
 ことよりも、組合員の意識を変え
 ることが先です」

また、環境問題での取り組みで
 は、今年の総会前に、JAFを招

いてエコドライブの講習会を開い
 た。CO2の排出量を認識すると
 共に、スピードの上げ方やブレー
 キのかけ方、アイドリングストッ
 プによって燃費がよくなることを
 学んだ。それを実施したバス会社
 では年間約1億円かかっていた燃
 料費を2000万円も削減するこ
 とに成功している。こうした具体
 例は大いに参考になったという。

講習後は感想文を書くなどして、
 組合員のエコ意識を高めた。

「社会貢献では各地域の清掃活動
 や植樹の案も出ています。まずは
 実績を作りながら長く続けられ
 らいと思います」

献血活動は関西遊商、エコドラ
 イブ講習は中部遊商が実施したも
 のだが、役に立つものは積極的に
 取り入れる姿勢が蓼科理事の持
 味でもある。これからの対応に注
 目したい。

最後に「ターフリンクスの社訓」
 を紹介しておこう。

知恵のあるものは知恵を出せ
 知恵のないものは汗を出せ
 知恵も汗も出ないものは
 静かに去れ



広岡 勲 ■ひろおか・いさお

1966年、東京都生まれ。ニューヨーク市立大学大学院修士課程修了。報知新聞社、ニューヨーク・ヤンキースをへてロサンゼルス・エンゼルスに入団。現在、球団広報、環太平洋担当を兼務する。著書に「ヤンキース流広報術」(日本経済新聞社)、「道は自分で切りひらく」(岩波書店)、「こんな時代だからこそ心にとめておきたい55のことから」(アーティストハウス)など多数。

「ヤンキースと比べてエンゼルスってどういうチームなんですか?」。入団して以来、たびたび受けた質問である。それは松井秀喜選手も同じことで、特にキャンプ中は報道陣から異口同音に聞かれたものだった。

そもそも両チームともそれぞれに特色があり、それぞれに異なった良さがある。

先日こんなことがあった。お客様相談室から連絡があったので行ってみた。有り難いことに、松井選手が入団してから日本語の投書が増加している。「球場のスタツフは親切な人ばかり」「演出が面白かった」など、ほとんどの日本

語の投書にはお褒めの言葉が並んでいる。1枚1枚読み進めていき、最後の1枚、「または非来てみたい球場のひとつです」には、スタツフ全員の頬がゆるんだ。何よりの賛辞だ。

結果、球場内に日本語案内板を設置することが決定。翌朝には「次の英語をすべて日本語にして欲しい」との書類がボクの机に届いていた。

土曜日の午前9時過ぎにこんな光景も目にした。選手やスタツフはまだ誰も来ていないフィールドにソーシア監督の姿がある。小学生約100人を前に野球教室を行っていたのだ。「ソーシアの野球教室は定評があるよ。理論も明確だし、何より技術論が分かりやすい」とは引率した少年野球のコーチ。さすが2度も最優秀監督賞を受賞した男である。「昨日はナイトゲームだったのに、朝早くから精力的だな」と話しかけると、「この中から一人でもメジャーリーガーが出てきてくれたなら、こんなに嬉しいことはない」と監督は野球を愛する優しい眼差しでキツパリと言う。

確かに、エンゼルスがコミュニ

ティー(地域社会)に対する力の注ぎ方には目を見張るものがある。特に子供やボランティア活動への思い入れは深い。シーズン中にもかかわらず選手やスタツフは学校や施設などへの訪問、入院している子供たちへのお見舞いに喜んで足を運ぶ。また、ここエンゼルスタジアムでは、日曜日の試合に限り場内アナウンスを小学生に任せられることもある。「4番、レフト、マツイ!」。そう、選手が打席に入る前に球場内に響き渡るあのアナウンスだ。それだけではない。時には試合開始を告げる大事な「プレイボール!」の第一声を任せることすらある。この時ばかりは、審判より子供の方が偉いのだ。

だが、ボクが最も驚いたのは、試合後、フィールドをすぐに少年野球へ開放してしまうことだ。ほんの数分前までメジャーの大舞台だったフィールドで少年野球が行われる。子供達にとってこれほどの贅沢はないだろう。

「球団としてファンが喜んでくれることは何でもやりたい。喜ばれることをすることが、すなわち我々の仕事なんだ」とミッド副社長も語る。



メジャー・リーグに関わる人々に共通する心、それはボランティアの精神である。やり方に違いはあっても、ヤンキースもエンゼルスもその精神に違いないのだ。だからこそ、チームは地域に愛され、育てられていくのだと思う。

●中古遊技機流通事業への相互参入解消について

全商協と回胴遊商は5月8日、中古機流通事業への相互参入について解消に向けた覚書を交わした。今後は今年6月1日から来年3月31日までを経過措置期間とし、新たな合意内容で運用される。

全商協・回胴遊商連絡会議

全商協と回胴遊商の両団体による中古遊技機流通事業への相互参入だが、来年3月31日をもって解消することとした。5月8日の合意内容は次の通りとなる。

- ①平成22年5月8日をもって新規参入希望者の受付を停止する。
- ②平成23年3月31日をもって中古機流通事業への相互参入を解消する。
- ③平成22年6月1日から、参入組合員が中古機流通に係る違反行為により処分される場合、処分開始の日より参入資格を取り消すこととする。
- ④平成22年6月1日から、参入組合員が中古機流通に係る違反行為により処分される場合、仲介組合員についても参入組合員に同様の処分を科すこととする。

誓約書

「仲介業務に関する合意書」に基づき、当社が仲介する参入組合員が「中古遊技機の流通にかかる違反行為の認定基準」に基づく処分を受けた場合は、参入組合員と同等の処分を科されることを承諾し、異議申立てをしないことを誓約いたします。

同意書

1 当社は、中古遊技機の流通にかかる違反行為の疑いがあると貴組合が判断した場合、貴組合より調査を受けることに同意します。

2 当社は「仲介業務に関する合意書」に基づき、中古遊技機の流通にかかる違反行為により打撃罰金の発給停止処分を受けた場合、仲介組合員の所属する貴組合から、参入を取り消されることに同意します。

仲介業務に関する合意書

（以下、「甲」という。）と（以下、「乙」という。）は、甲の出張式中古遊技機流通業務に伴う書類発給申請の仲介に際し、下記のとおり合意した。

記

- 書類発給申請
 - 甲は、同一地区に所在する甲の書類発給申請を責任を持って回胴遊商に対して、仲介するものとする。この場合の点検確認は甲に所属する取扱主任者が行い、保証書等を作成するものとする。
- 手数料等
 - 甲は、中古機を取り扱うに際し、次の区分の料金（消費税別）を乙に支払うものとする。
 - (1) 書類発給手数料 1機につき 4,000円
 - (2) 確認証紙代 1台につき 300円
 - (3) 書類発給手数料 1機につき 2,000円
 - (4) その他書類発給申請及び受領に関わる費用 実費
- 仲介業務及び違反行為について
 - (1) 乙は甲が実施する事前点検確認及び数量点検確認と併行し、業務が適正に行われていることを確認する。
 - (2) 平成22年6月1日から平成23年3月31日の間に、甲が中古遊技機流通にかかる違反行為により打撃罰金の発給停止処分を受けた場合、甲の参入資格は取り消される。
 - (3) 甲が(2)の処分を受けた場合、乙も甲と同日数の打撃罰金の発給停止処分が科されるものとする。
- 遵守事項
 - 甲・乙は、該法令及び中古遊技機流通業法に基づき、回胴遊商と全商協で合意した覚書及び両組合員を指導し、中古機流通の円滑化及び適正化に努める。

本合意書は、2通作成し、甲・乙各2名押印のうえ各1通を保有する。

まず、確認証紙（中古用）の内訳では、販売分が84万7471台（29万6789件）、チェーン店移動分は96万6694台（36万2789件）、

科すものとする。

今後は6月1日以降も引き続き相互参入する場合は、参入組合員と仲介者で新たな「仲介業務に関する合意書」を締結し、合わせて参入組合員は「同意書」、仲介者は「誓約書」に署名・押印し、「仲介業務に関する合意書」は写し（原本）を、双方の販売業者が1通ずつ所有し、「同意書」と「誓約書」は原本を地区遊商に提出する必要がある。

●中古機（認定も含む）の確認証紙発給状況について

全商協は中古機流通協議会より委嘱を受け、中古遊技機等の確認証紙を発給しているが、平成21年度（平成21年4月～平成22年3月）は、確認証紙（中古用）の発給枚数が183万1662枚、確認証紙（認定申請用）が11万5856枚となった。

平成21年度 全商協確認証紙【中古用】発給状況（4月～3月）

	販売				チェーン店移動				総発給枚数		キャンセル		確認証紙発行枚数	前年稼働実績		前年対比	
	件数	台数	1件/比率	比率	件数	台数	1件/比率	比率	件数	台数	件数	台数		件数	台数	件数	台数
平成21年4月	28,038	90,492	3.2	47%	34,334	102,096	3.0	53%	62,372	192,588	513	1,896	194,484	41,718	164,933	150%	117%
平成21年5月	20,979	66,014	3.1	49%	24,582	67,651	2.8	51%	45,561	133,665	509	1,709	135,374	46,878	169,586	97%	79%
平成21年6月	25,108	78,270	3.1	48%	29,805	83,225	2.8	52%	54,913	161,495	462	1,765	163,260	7,920	33,292	693%	485%
平成21年7月	31,366	92,757	3.0	50%	34,206	93,790	2.7	50%	65,572	186,547	651	2,350	188,897	57,914	190,884	113%	98%
平成21年8月	18,307	51,744	2.8	41%	27,963	74,096	2.6	59%	46,270	125,840	377	1,075	126,915	37,967	126,729	122%	99%
平成21年9月	26,049	74,094	2.8	47%	30,935	85,093	2.8	53%	56,984	159,187	355	1,142	160,329	44,542	150,128	128%	108%
平成21年10月	26,663	74,533	2.8	46%	32,294	87,754	2.7	54%	58,957	162,287	324	1,219	163,506	52,560	114,640	112%	93%
平成21年11月	23,289	61,699	2.6	45%	29,449	74,748	2.5	55%	52,738	136,447	403	1,186	137,633	43,732	137,833	121%	99%
平成21年12月	27,959	71,843	2.6	46%	32,994	85,650	2.6	54%	60,953	157,493	554	1,741	159,234	56,745	176,836	107%	89%
平成22年1月	20,891	55,936	2.7	46%	26,232	66,350	2.5	54%	47,123	122,286	400	1,243	123,529	46,649	146,455	101%	83%
平成22年2月	22,075	60,396	2.7	46%	29,047	70,535	2.4	54%	51,122	130,931	329	1,017	131,948	43,647	137,229	117%	95%
平成22年3月	26,065	69,693	2.7	48%	30,943	75,706	2.4	52%	57,013	145,399	344	1,154	146,553	47,538	142,202	120%	102%
合計	296,789	847,471	2.9	47%	362,789	966,694	2.7	53%	659,578	1,814,165	5,221	18,111	1,831,662	527,830	1,750,747	125%	104%

平成20年度（平成20年4月～平成21年3月）1年間

	販売				チェーン店移動				総発給枚数		キャンセル		確認証紙発行枚数	前年稼働実績		前年対比	
	件数	台数	1件/比率	比率	件数	台数	1件/比率	比率	件数	台数	件数	台数		件数	台数	件数	台数
合計	223,387	789,037	3.5	45%	304,443	961,710	3.2	55%	527,830	1,750,747	5,020	21,650	1,772,397	435,313	1,826,469	121%	96%

平成21年度 全商協確認証紙【認定申請用】発給状況（4月～3月）

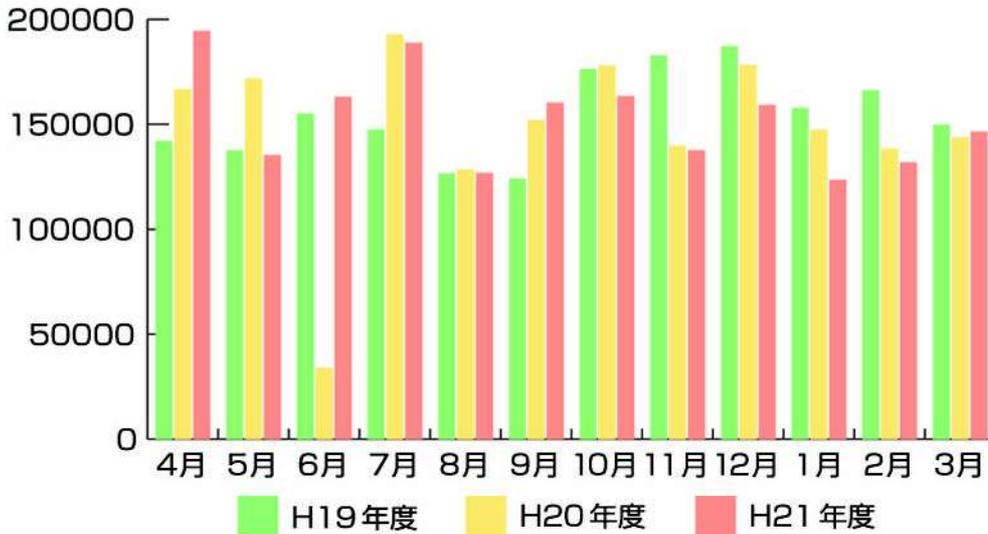
	認定申請		キャンセル		確認証紙(認定申請用)発行枚数	前年稼働実績		前年稼働実績対比	
	件数	台数	件数	台数		件数	台数	件数	台数
平成21年 4月	656	1,941	9	56	1,997	214	1,191	307%	163%
平成21年 5月	806	4,178	4	21	4,199	567	3,476	142%	120%
平成21年 6月	3,124	26,358	12	117	26,475	448	2,464	69%	1070%
平成21年 7月	1,875	14,007	14	81	14,088	304	1,376	61%	1018%
平成21年 8月	380	1,501	2	3	1,504	456	1,603	83%	94%
平成21年 9月	616	2,480	7	54	2,534	779	2,225	79%	111%
平成21年 10月	319	935	2	2	937	213	596	150%	157%
平成21年 11月	559	2,895	5	12	2,907	164	628	341%	461%
平成21年 12月	2,806	24,247	18	90	24,337	385	1,454	729%	1668%
平成22年 1月	4,234	31,840	56	414	32,254	299	1,513	1416%	2104%
平成22年 2月	761	3,653	16	65	3,718	582	2,592	131%	141%
平成22年 3月	341	885	4	21	906	1,409	5,936	24%	15%
合計	16,477	114,920	149	936	115,856	5,820	25,054	283%	459%

稼働実績累計は181万4165台(65万9578件)、キャンセル分は1万7497台(5221件)。一方、確認証紙(認定申請用)は、稼働実績分が11万4920台(1万6477件)、キャンセル分が936台(149件)と

入替自 ールの 伴うホ ットに 湖サミ 平成20年度の発給枚数は、洞爺

確認証紙【中古用】発給3年度比較表

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
H19年度	142,068	137,756	155,161	147,636	126,550	124,221	176,348	182,946	187,202	157,839	166,212	149,820	1,853,759
H20年度	166,808	171,845	34,149	192,801	128,390	152,140	178,155	139,755	178,389	147,603	138,393	143,969	1,772,397
H21年度	194,484	135,374	163,260	188,897	126,915	160,329	163,506	137,633	159,234	123,529	131,948	146,553	1,831,662
前年比	117%	79%	478%	98%	99%	105%	92%	98%	89%	84%	95%	102%	



肃が実施された影響か前年対比9%と微減してしたが、平成21年度では180万枚の水準まで回復。依然として中古パチンコ機のホール需要が高いことが示された。また、確認証紙(認定申請用)も平成20年度の稼働実績対比で459%と

全商協確認証紙発給状況(平成7年度～平成21年度)



大きく伸長。平成19年7月認定申請に係る実施要領が施行されているが、中古遊技機と同様に認定申請に対するホール需要が伸びているようだ。
なお、回胴遊商が平成21年度に発給した確認証紙(中古用)は39万5008枚、確認証紙(認定用)は24万6363枚。

編集後記

■今回の「新中古機流通制度の施行(6月1日開始)」については、はじめてのことばかりで各地区遊商の担当者の方々の奮闘ぶりにはただただ敬服するばかりです。特に大所帯の組合員を抱えている地区遊商にとっては、研修会の開催件数も多く、その準備に事務局サイドも、遅くまで作業に追われ、土日返上のケースもあったようで、お疲れ様でした。

■「中古機流通協議会で新運用の実施要領が最終決定してから、施行までの準備期間が約1か月とタイトだったので、各地区遊商も大変だったと思う。研修会の日程調整もあったし、書式の変更等内容の確認作業から改訂版ガイドブックを制作したところでは、事務局もてんでこ舞いだった」(関西遊商)とのことでした。

■この新運用については、現場の作業に当たる方々が、版社の取扱主任者だけでなく、ホール側の代表者や管理者、また運送事業者の関わりも出てくるので、その運用を周知徹底してもらうために、ホール側の担当者を対象とした各県遊協の研修会には全商協・機械対策委員会からの講師も派遣され、説明に当たりました。8地区遊商で開催した研修会は合計34回、新運用が順調に進み効果を上げるよう期待したいと思います。(S)

NEWS

全国でホールの入替自粛が活発化

全日遊連は5月21日、都内で開いた全国時事会にてAPEEC(アジア太平洋経済協力)首脳会議の横浜開催に合わせて遊技機の入替自粛の実施を決議した。

これを受けて全日遊連傘下の都道府県方面組合は、10月1日からAPEEC首脳会議の開催日である11月13、14日を挟んだ最低1か月以上の入替自粛期間を設定する。

また、APEEC首脳会議に伴う大臣級会合が開かれる地域や、地元イベントの開催に合わせて独自に入替自粛を実施する動きも活発化。北海道の5方面組合(札幌、旭川、釧路、北見、函館)が5月26日から6月8日まで、福

井県が6月1日から6月30日まで、岐阜県が5月15日から6月13日までの期間実施。沖縄県が6月26日から7月31日まで実施するほか、愛知県が10月9日から11月21日までを予定している。

推進機構が立入店舗数を発表

遊技産業健全化推進機構は4月16日、2009年度の全国立入検査店舗数を公表した。

09年度中に立入検査を実施した店舗数は4449店舗で、前年度の2995店舗よりも48・5%も多い水準となった。

また、推進機構は立入検査と平行して実施していた稼働率調査も発表。09年度1年間の平均稼働率は、パチンコで34%、パチスロで25%だったとしている。

日遊協が新タイプの遊技機を試作

日遊協は5月20日、都内にて中古遊技機流通の新運用開始に伴う勉強会を開催したが、その会場で稼働率99分の1前後の甘デジタイプよりもさらに射幸性を抑えた遊技機「CRAA」タイプの試作機を展示した。

当日は、「CRAA信長の野望」(ニューギン製)と「CRAAレディースナイパー2nd」(高尾製)の2機種が展示された。このCRAAタイプは「1円パチンコのエッセンスを持った4円パチンコ」がコンセプトで、展示された両機種とも稼働率は約50分の1。日遊協では今後の市場投入も視野に入れて、各メーカーに同タイプの開発を呼びかけている。

次号は10月に発行予定です。
 「単組を支える8地区遊商の事務局にスポットを当て、エピソードの紹介」を特集します。



<http://www.zenshokyo.jp/>